



2020年3月31日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

「むつ市使用済燃料税条例」可決に係る報告時における
弊社社長のコメント要旨について

3月30日、むつ市宮下市長、むつ市議会大瀧議長・佐々木副議長が「むつ市使用済燃料税条例」可決報告に来社されました。その際の弊社坂本のコメント要旨は以下のとおりです。

- むつ市議会において可決された「むつ市使用済燃料税条例」と「付帯決議」について報告をいただいた。
本条例については、昨年10月31日に「むつ市新税検討プロジェクトチームにおける税率検討案」について伝達を受けた。
それ以降、当社としては、誠実に、真摯に、むつ市当局と協議をさせていただき、お互いに十分な理解に達することを目指していた。
- 報告を受けた「むつ市使用済燃料税条例」については、当社として、むつ市議会に提出した「意見書」でも申し上げたとおり、むつ市当局とのこれまでの協議の中で十分な内容確認に至っておらず、現時点では、本条例について判断できる状況にない。
- しかしながら、少なくともこの税率・税目では、当社事業が立ち行かなくなるのではないかとの懸念があり、本条例がそのまま施行されることは問題であると考えている。このまま課税がされ、事業が立ち行かなくなることを避けるためにも、現時点では、市議会において付帯決議もいただいたので、本条例12条に基づく協議をさせていただきたいと考えている。
- 今後とも、市議会に提出した「意見書」に記載した内容について、むつ市当局とお互いに十分な理解に達するまで、しっかりと協議を重ねさせていただきたい。
- 私どもの事業は、むつ市民の皆さまの深いご理解とご支援、ご協力があって成り立つものと思っており、これからも地元の事業者としての「役割」をしっかりと果たしていく所存である。

以上